

平成28年度協会けんぽの決算と 秋田支部の収支について

収入は 9兆6,220 億円

⇒ 保険料収入が大幅に増加し、前年度比3,802億円の増加(+4.1%)となった。

- 保険料収入は3,681億円増加した。保険料を負担する被保険者の「人数(被保険者数)」が増加(+3.5%)したこと、「賃金(標準報酬月額)」が増加(+1.1%)したことが主な要因。この結果、28年度の保険料収入の伸び率は+4.6%と、前年度を上回る伸びとなった。「賃金(標準報酬月額)」の増加については、制度改正(標準報酬月額の上限引上げ)の影響も大きく、被保険者の賃金水準が上がったことだけが要因ではないことに留意が必要。なお、人数の伸び率+3.5%は、協会による医療保険の運営が始まった20年度以降で最も高い伸びとなっている。
- 国庫補助等は82億円増加した。補助対象となる後期高齢者支援金等の加入者割相当額が制度改正により減少(総報酬割部分が拡大:27年度1/2→28年度2/3)したものの、同じく補助対象となる保険給付費(総額)が増加していることが主な要因。

支出は 9兆1,233 億円

⇒ 加入者の増加等により保険給付費が増加したものの、前年度比は1,268億円の増加(+1.4%)にとどまった。

- 支出の6割に相当する保険給付費(総額)は、1,790億円増加した。加入者が増加(+2.3%)したことが主な要因になるが、28年度の保険給付費の伸び率は+3.3%と、前年度の伸び(+6.3%)を下回った。これは、「医療費(加入者1人当たり医療給付費)」について、診療報酬のマイナス改定や高額な薬剤の影響を受けた27年度の医療費の高い伸びの反動から伸びが鈍化(27年度:4.4%→28年度:1.1%)したことが主な要因。
- 高齢者医療にかかる拠出金等(総額)は、494億円減少(▲1.4%)した。総報酬割の拡大のほか、退職者医療制度の新規適用の終了、精算による26年度の概算納付分の戻りなど、一時的な複数の要因が重なったことによる減少である。29年度以降においては、高齢者医療費の増加などに伴い、拠出金等は再び増加に転じるものと考えている。

この結果、**28年度の収支差は4,987 億円**となり、前年度比で**2,534 億円**の増加となった。

- 収支差が前年度比で増加(+2,534億円)した要因は、保険料収入等の収入の増加に対し、診療報酬のマイナス改定等により保険給付費の増加が小さかったことや、制度改正等による一時的な拠出金等の減少といった影響が大きく、協会けんぽの赤字構造が解消されたものではない。こうした傾向が今後も継続するものではない点については、十分留意が必要である。なお、これらの制度改正等を踏まえながら28年度の保険料率を設定した時点(27年12月)においても、今回の決算(見込み)のように、28年度の収支差は一時的に増加するものと見込んでいた。
- 28年度末の準備金残高は1兆8,086億円となった。この金額は、保険給付費等に要する費用の2.6ヵ月分に相当する。

協会けんぽ(医療分)の28年度決算見込み

(単位:億円)

		27年度		28年度	
		決算	(前年度比)	決算見込み	(前年度比)
収 入	保険料収入 ＜伸び率＞	80,461	(+3,119) ＜4.0%＞	84,142	(+3,681) ＜4.6%＞
	国庫補助等	11,815	(▲744)	11,897	(+82)
	その他	142	(▲992)	181	(+39)
	計 ＜伸び率＞	92,418	(+1,383) ＜1.5%＞	96,220	(+3,802) ＜4.1%＞
支 出	保険給付費 ＜伸び率＞	53,961	(+3,221) ＜6.3%＞	55,751	(+1,790) ＜3.3%＞
	[医療給付費]	[48,761]	(+3,068)	[50,401]	(+1,640)
	[現金給付費]	[5,199]	(+153)	[5,350]	(+150)
	拠出金等 ＜伸び率＞	34,172	(▲682) ＜▲2.0%＞	33,678	(▲494) ＜▲1.4%＞
	[前期高齢者納付金]	[14,793]	(+451)	[14,885]	(+92)
	[後期高齢者支援金]	[17,719]	(+166)	[17,699]	(▲20)
	[老人保健拠出金]	[1]	(+0)	[0]	(▲0)
	[退職者給付拠出金]	[1,660]	(▲1,299)	[1,093]	(▲567)
	その他	1,832	(+116)	1,805	(▲28)
	計 ＜伸び率＞	89,965	(+2,656) ＜3.0%＞	91,233	(+1,268) ＜1.4%＞
単年度収支差	2,453	(▲1,273)	4,987	(+2,534)	
準備金残高	13,100	(+2,453)	<u>18,086</u>	(+4,987)	
保 険 料 率	10.00%	(±0.0%)	10.00%	(±0.0%)	

賃金の動向

(万円)

	27年度	28年度
平均標準報酬月額 ＜被保険者1人当たり＞	28.0 (+0.9%)	28.3 (+1.1%)

医療費の動向

(万円)

	27年度	28年度
1人当たり保険給付費 ＜加入者1人当たり＞	14.7 (+4.1%)	14.8 (+1.0%)
[再掲] [1人当たり医療給付費]	[13.2] (+4.4%)	[13.4] (+1.1%)

加入者数等の動向

(万人)

	27年度	28年度
加 入 者 数	3,680.9 (+2.2%)	3,764.2 (+2.3%)
被 保 険 者 数	2,136.7 (+3.2%)	2,212.3 (+3.5%)
扶 養 率	0.723	0.702

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。また、数値については今後の国の決算の状況により変動し得る。

主要計数の推移

(被保険者数や加入者数の動向)

- 被保険者数の推移は、22年度以降、緩やかな増加傾向が続いていたが、25年度に2%近い伸び率となったことを契機に、その後は年を追うごとに伸び率の上昇が続いている。
- 28年度もこの傾向は続き、被保険者数は3.5%(前年度:3.2%)、加入者数は2.3%(同:2.2%)の増加となった。なお、被保険者数の伸びが加入者全体の伸びを上回る傾向が続いていることから、扶養率については年々低下している。

(賃金の動向)

- 保険料収入の基礎となる賃金(標準報酬月額)は、リーマンショック(20年秋)による景気の落込みから21~23年度にかけて大きく落ち込んだが、24年度には底を打って、その後上昇に転じた。
- 28年度も伸び率が1.1%と前年度(0.9%)を上回ったことで4年連続の上昇となり、標準報酬月額は28.3万円と、ようやくリーマンショック前の水準(28.5万円)までの回復がみえてきたものの、この1.1%は、標準報酬月額の上限の引上げ(121万円→139万円)の影響も半分程度(0.5%)は含まれており、景気の回復によって被保険者の賃金水準が上がったことだけが要因ではないことに留意する必要がある。

(医療費の動向)

- 1人当たりの医療給付費(保険給付費の9割を占める)の伸び率は、20~22年度までは2%後半~3%半ばで推移したのち、23年度以降は低下して、26年度までの伸びは1%後半~2%の伸び率にとどまっていた。しかしながら、27年度は高額な薬剤が新たに保険医薬品として収載されたことから、26年度までの傾向から一転して、4.4%と高い伸び率となった。
- 28年度は、診療報酬のマイナス改定や27年度の高い伸びの反動から伸び率は1.1%と鈍化した。

拠出金等の推移

(これまでの推移)

- 拠出金等の支出は、23年度まで3兆円を下回っていたが、その後は大幅に増加して25年度には3兆4,886億円に達した。24～25年にかけての増加額は5,134億円におよび、わずか2年で拠出金の負担は2割増加となった。なお、高齢者の医療費が年々増加する中、退職者医療制度の廃止、後期 高齢者支援金等の総報酬割分の拡大といった制度改革や精算(概算納付分の戻り)の影響により、26年度以降の2年間で合計714億円減少した。

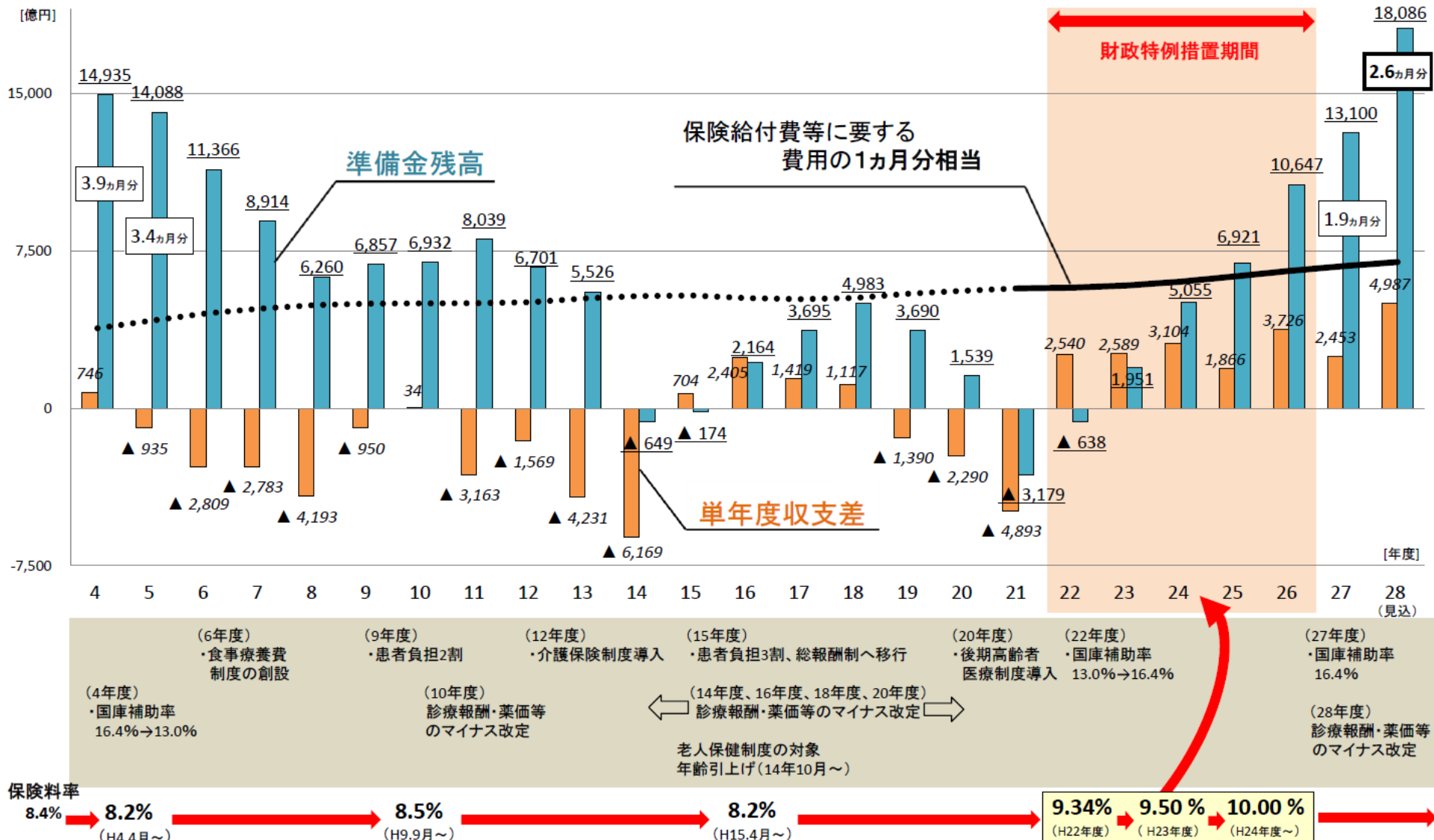
(28年度に減少した要因)

- 28年度の拠出金総額は、前年度から1.4%(494億円)減少して3兆3,678億円となった。制度別の増減(2ページ目)をみると、退職給付拠出金<①>が567億円減少した影響が大きい。一方で、前期高齢者納付金と後期高齢者支援金は、総報酬割の拡大<②>や精算(26年度概算納付分の戻り)などの影響により、合計で72億円の増加にとどまった。概算納付分と精算分の増減をみると、28年度の概算納付分は制度改革に加えて診療報酬のマイナス改定の影響から前年度対比で減少(▲244億円)した。また、精算についてもマイナス精算分(拠出金が減る方向)が前年度対比で250億円拡大しており、これらが拠出金減少の要因となっている。
- なお、近年の拠出金等の減少は、これらの複数の一時的な要因が重なったものである。29年度の協会けんぽの拠出金等の賦課額については、マイナス精算分の影響がなくなり、一転して増加することを確認している。今後は、制度改革の影響もなくなるため、高齢者の医療費の増加等に伴い、拠出金等は年々増加していくものと考えている。

制度改革等による影響:①退職者給付拠出金は、27年度から新規適用がなくなった(26年度で経過措置による新規適用終了)ため、今後、徐々に減少。②後期高齢者支援金等は、総報酬割分が27年度からの3年間で段階的に拡大。このため、27～29年度までの3年間については、総報酬割の拡大がなかった場合に比べて、実際の増加額は低減。[27年度 : 1/3→ 1/2 28年度 : 1/2→ 2/3 29年度 : 2/3→ 3/3]

単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。

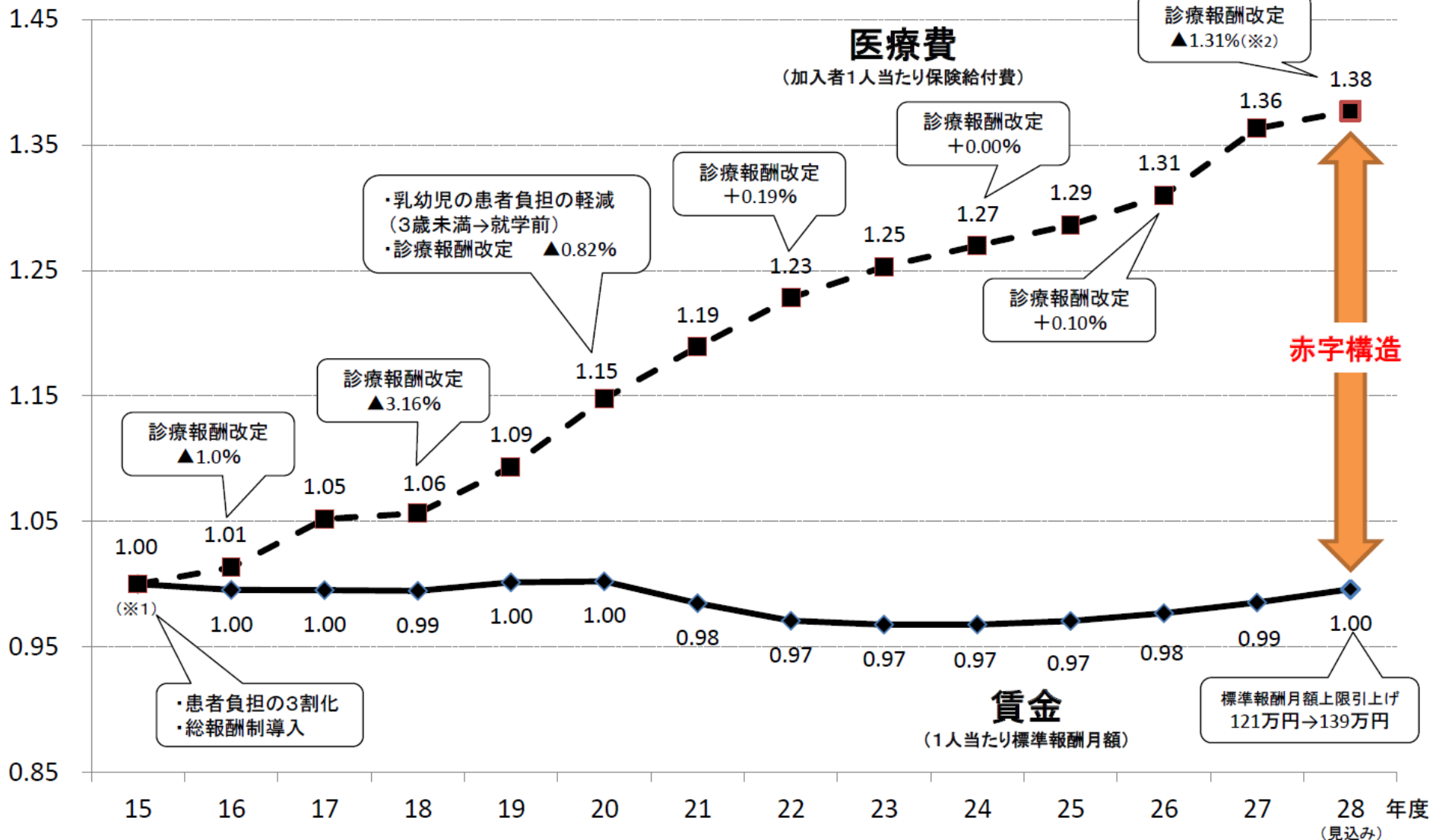


(注)1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

協会けんぽの保険財政の傾向

●近年、医療費(1人当たり保険給付費)の伸びが賃金(1人当たり標準報酬)の伸びを上回り、協会けんぽの保険財政は赤字構造

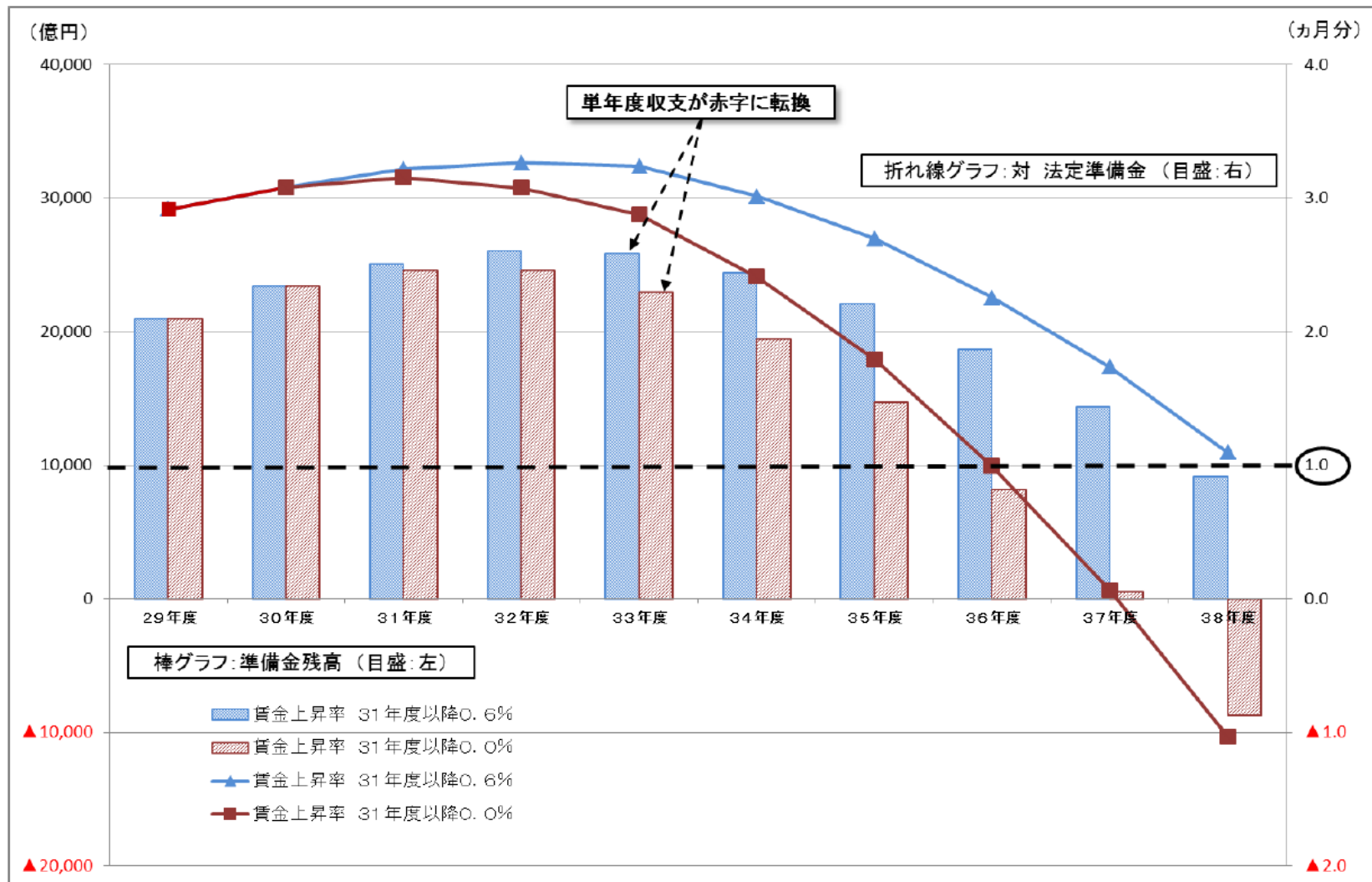


(※1) 数値は平成15年度を1とした場合の指数で表示したもの。

(※2) ▲1.31%は、28年度の改定率▲0.84%に薬価の市場拡大再算定の特例の実施等も含めた実質的な改定率である。

平均保険料率10%を維持した場合の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況 (平成28年度決算(見込み)に基づくごく粗い試算)

協会けんぽ(医療分)の平成28年度決算(見込み)に基づき、賃金上昇率が「平成31年度以降0.6%」、「平成31年度以降0.0%」のそれぞれの場合について、平均保険料率10.0%を維持したときの今後10年間(平成38年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。



注1 「法定準備金」とは、健康保険法により協会が毎事業年度末において積み立てなければならないとされている、保険給付費及び拠出金等の1ヵ月分に相当する額のことである。

2 医療費、加入者数の伸び及び29、30年度の賃金上昇率は過去3年間の実績等を用いている。

平成28年度秋田支部の収支差決算(暫定版)

(百万円)

	収 入					
	保険料収入		その他収入			計
	一般分		債権回 収以外	債権回 収		
全国計	8,414,171	8,410,702	17,878	7,193	10,685	8,432,049
秋田	64,302	64,276	96	54	42	64,398

<地域差分の精算について>

- 28年度における収支差(地域差分)は、2年後の30年度の料率算定時に精算することになる。
- 収支差(地域差分)がプラスであれば30年度の収入にその分が加算され、マイナスであれば支出にその絶対値が加算される。

(百万円)

	支 出													収支差				
	医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)							現金給付 費等 (国庫補助等 を除く)	前期高齢者 納付金等 (国庫補助を 除く)	業務経費 (国庫補助を 除く)	一般管理費 (国庫負担を 除く)	その他 支出	平成26年度 の収支差の 精算	特別計上分 (業務経費の 別掲)	計	計	全国平均 分	地域差 分
	医療給付費 (国庫補助を除く)		年齢 調整額	所得 調整額	激変緩和	(A)-(B)	(A)											
	(A)-(B)	医療給付費 (国庫補助を 除く) (A)						波及増分 (国庫補助を 除く) (B)										
全国計	4,339,502	4,339,502	4,341,333	1,831	0	0	0	383,629	3,042,757	107,553	31,244	28,629	0	69	7,933,382	498,667	498,667	0
秋田	33,272	42,566	42,566		▲2,933	▲5,760	▲601	2,900	22,998	813	236	216	135	3	60,573	3,824	3,769	55

- (注) 1. 年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは、調整額を受け取る支部、プラスは調整額を出す支部。
 2. 債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
 3. 医療給付費は、東日本大震災及び熊本地震による窓口負担減免措置に伴う平成28年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
 4. 「平成26年度の収支差の精算」は、平成26年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。
 5. 国の年金特別会計に係る分及び東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B)が暫定値であるため、数値は今後変わらう。